

【 会 議 録 （ 概 要 ） 】

実施日時： 令和6年(2024年)10月30日(水) 午後2時30分～午後4時00分

会議名	令和6年度第2回越谷市行政経営審議会	実施場所	越谷市役所本庁舎8階 第2委員会室
件名 /議題	【令和6年度第2回会議】 1 開会 2 議事 (1)協議事項 「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について 3 その他 4 閉会		会議資料: (■有 □無)
出席者等	出席委員(五十音順) 青木委員、浅野委員、川澄委員、後藤(君)委員、後藤(孟)委員、斉藤委員、酒井委員、 鈴木委員、妹尾委員、高橋委員、戸張委員、馬場委員、安原委員、山下委員、山本委員 欠席委員 なし 事務局 野口行財政部長、野沢行政管理課長 行政管理課:和田調整幹、久保主幹、菅澤主事 傍聴人 なし		
会議資料	・資料1 「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定について 意見一覧 ・資料2 答申書(参考)		
●合意・決定事項等			
【令和6年度第2回会議】 2 議事 (1)協議事項「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について 答申案についての合意・決定事項等は以下のとおり。 ・ 公の施設の性格等について、全体にかかる内容として答申案に盛り込むこととする。 ・ 使用料等の見直しの周期について、変動的な要素もあるため、3年とするなど検討が必要であることを答申案に盛り込むこととする。 ・ 「民間施設の代替性」「市民生活における必需性」について、公共施設の外部化と連動しないように配慮する必要がある。 ・ 資料2の「2使用料等の原価の考え方(2)退職手当引当金」について、人件費の中に含めているということで整理されているため答申案には盛り込まないこととする。 ・ 資料2の「2使用料等の原価の考え方(1)近隣等比較考慮」について、具体的かつ合理的な説明を答申案に盛り込むこととする。 ・ 資料2の「2使用料等の原価の考え方(3)修繕引当金」について、意見の趣旨を反映する形で答申案に盛り込むこととする。 ・ 今後の進め方としては、事務局が整理した答申案を委員が確認し、必要に応じて修正を行い、最終的な内容の調整は会長と会長職務代理者に一任することとする。 ・ 答申を踏まえて修正した改正案は、パブリックコメント実施前に提供する。			

会議録(要旨)

1 開会

2 議事

議事に入る前に傍聴人がいないことを確認した。

(1)協議事項

「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について

「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案について、会議資料に基づき、事務局から説明を行った。

協議事項に対する意見・質疑等

○委員

資料1の No.5 について、前回、原価算定の対象経費に退職手当引当金を含めることを検討していただけないかと発言しましたが、負担金として積み立てている費用を人件費の中に含めていると先ほどご説明がありましたので、そちらが含まれているのであれば対応済としていただいてよいと思います。

また、答申案の今後の進め方について承知いたしました。答申を踏まえてどのような改正案になるのか、検討プロセスをお聞かせください。

○事務局

答申の内容を十分尊重させていただき、基本方針の中にどう盛り込むかは事務局側で検討していくという形で、現在はスケジュール立てをしております。

○委員

意見を踏まえてどのような方向性で修正されるのかをお示しいただけるとありがたいです。

○事務局

市長を本部長として各部長で構成する行政経営推進本部会議という会議を設置しており、最終的には、その中で皆様からいただいた内容をどのように盛り込むかという検討をさせていただきます。

その前にパブリックコメントを実施いたしますが、その前段において、皆様のご意見をこのような形で反映させていただきたいということをお示ししたいと考えております。

○委員

資料1の No.8 について、公の施設は、民間の事業所や企業が建物を建てたり運営したりすることと性格が違い、あくまで公共的施設であるという話をさせていただきました。そのため、使用料についてもそれなりの配慮をしていくべきであると思っています。

今回、10月1日から市役所の駐車場が有料化されましたが、トイレやATM、コンビニのみを利用する際は有料です。通常、民間施設では30分～1時間は無料です。中には駐車場を長時間占領する人もいるの

で管理をきちんとしてほしいということは分かりますが、市役所は公の施設であるため、設置目的を十分に踏まえて運用にあたらなないといけなないと思います。原則は無料であると思います。公共施設であるということを前提に考えていただきたいです。

○事務局

駐車場の運用につきましては、内部でも様々な意見が出ております。いただいたご意見は所管課に伝え、例えば次の契約から見直しができるのか、あるいは検討の余地はないのかということを伝えさせていただきたいと思います。

また、公の施設につきまして、市民の皆様が手続き等のご用事でいらっしゃる場合には料金が発生しないようなシステムになっておりますが、例えば市民会館の会議室や体育館など、特定の方しか使わなない場合もあるということをご理解いただきたいと思います。全く使わなない方や頻繁に使う方がいらっしゃる中で、いただくべきところとそうでないところの判断をしていく必要があると考えております。

○委員

原則有料化という考え方を疑問に思っています。あくまでも施設の設置目的によって有料か無料かを決めていくべきであると思いますが、原則有料化としてしまうと、今回の駐車場のようになて有料が前提になてしまいますので、記載方法を考えなければなないと思います。

また、市役所の夜間のATMについても防犯上問題があると担当課に伝えていますが、そのような部分も公の施設という概念が欠けていると思います。やはり、市民にとって何がよいのかを考えて、そこからスタートさせるべきですので、公の施設であるということを前提にさせていただきたいと思います。

○議長

原則としての考え方が答申に盛り込まれるような形で工夫をしていただければと思います。

○委員

資料1のNo. 4、近隣等比較考慮に関する項目の記載について、ここは積極的に盛り込んでいただきたいと思います。適正手続き的な観点からコメントをさせていただくと、今回の改定によって値上がりすることがある場合は、市民にとっては不利益変更にあてはまる可能性があるというふうと考えております。不利益変更となるような可能性がある場合、その理由は合理的かつ具体的でなならないと考えております。特に、今回のこの価格の算出式を拝見しますと、使用料原価や受益者負担割合はある程度具体的かつ合理的な数字であると思いますが、近隣等比較考慮に関してはブラックボックスになていて、その修正も相当に大きいようにお見受けします。

そのため、近隣等比較考慮の説明の記載について、例えば、具体的、合理的という言葉をつけ足すなど、市民の方に納得いただけるような記載にしておいたほうがよいと思います。

○委員

使用料等の見直しの周期が5年間となっておりますが、例えば、原価計算の式では、年間利用者数が直近3か年の算出となっており、少し矛盾を感じます。コロナの影響等、変動的な要素もあるため、見直しの周

期も3年とするなど整合性がとれないものかと思いました。

○事務局

ご意見いただいたように、原価の積算につきましては3年、全体の見直しについては5年という形で記載をさせていただいております。例えば、今回の答申でそのようなご意見をいただいた場合には、先ほど申し上げましたようなプロセスにおいて調整のうえ、その周期の見直しも含めて検討させていただければと考えております。

○委員

変化の激しい時など、もっと柔軟に見直していかないと色々な問題が出てきた時に対応できないのではないかと思いますので、そういった部分も含める方がよいのではないかと思います。

○議長

いただいたご意見を答申案に盛り込むかどうか確認したいと思います。

ただいまのご意見について、答申案に盛り込みますか。

※賛成の声あり

○議長

それでは、ただいまのご意見を答申案に盛り込むということで、事務局は対応をお願いいたします。

他にご意見等はございますか。

○委員

資料1のNo. 6について前回発言しました。減価償却の耐用年数については税法上の耐用年数でもあり、「先進事例から学ぶ成功する公共施設マネジメント」という本を読みますと、耐用年数ではなく利用年数で費用按分するという考え方が載っておりまして、耐用年数経過後も使用を続けることはよくあることと考えます。私が前回問題提起したのは、減価償却における定額法には欠点があるということです。効用の維持のためには耐用年数経過後も費用が必要になりますが、耐用年数期間は減価償却での定額費用が加味され、一部期間は修繕等で必要になった費用が積算されるということは、適切ではないように思いました。そのため、ある一定の引当金的費用負担額を毎年充てるようにすれば、ある程度の合理的説得性があると思います。

越谷市の財政状況が逼迫状態にあるとすれば、この使用料については、市民が共通の認識を持つ必要があります。施設の運営のためには費用が必要であり、その分を相応につど負担していかないと将来につけが回っていきます。越谷市には多くの公共施設がありますが、この維持費用は、今後も毎年の税収拘束額となります。より経営努力的視点を持った運営をしていく必要があるのではないかと思います。

今後、使用料を5年ごとに見直しをしていくのであれば、修繕引当金そのものという話ではなく、一定期間の固定的利用料の算定制度に、今日的で、よりフィットした考え方を提案しております。

○委員

受益者負担を考えるという基本的な姿勢について、過度な事務負担にならない限り、その施設の運営や事務に関してどれだけコストがかかっている、それに対してどれだけ受益者負担を得ているのかというところをきちんと見ていくことは非常に重要であると思います。その中で、その受益者負担のあり方が適正なのかどうか定期的に見直して、より適切な方向に見直しを継続的に図っていくというマネジメントの仕方は非常に重要な点だと思いますので、このような考え方を全体的な視点で入れてもよいと思います。

○委員

公の施設は、住民の福利厚生も含めて設置目的があり、文化活動や社会活動、市民活動、政策的判断などといったバランスから考えなくてはならないと思います。行政が行うものであるため、受益者負担がなくても提供しなければならないものも多くあります。受益者負担だけを考えると、公の施設の設置目的が薄れてしまうのではないかと思います。

○議長

公の施設の性格を踏まえていただいた上で、先ほどご意見いただいた使用料の算出方法についても整合性がとれるように、全体として書いていただければと思います。よろしいでしょうか。

※異議なし

○委員

減価償却について、利用年数という考え方に賛同します。

また、見直しの周期について、3年、5年という時間にこだわらず、事象を捉えて対応していくのがよいと思います。

○委員

先ほどから議論になっている公の施設の考え方や、また、前回の事前質問にありましたが図書館についての使用料は原則無料という記述が今回の改定案に入っていないという問題提起など、そのような内容も含めて冒頭の部分に何らかの形で考え方を位置づければよいと思います。

また、受益者負担について、「民間施設の代替性」と「市民生活における必需性」という2つを判断軸としていますが、特に「民間施設の代替性」という視点については現行の考え方にはない視点ですので、もう少し説明なり考え方なりを述べる必要があるのではないかと思います。

○事務局

現行では「整備の必須度」として、行政側の整備の必要性という判断基準でお示ししております。今回の改正にあたり、行政側だけではなく、民間でも十分その施設を活用して対応できるかどうかという判断軸に変更させていただいております。皆様から、さらに分かりやすく表記する必要があるのではないかなというご答申をいただいた場合は、調整させていただきたいと考えております。

○委員

「民間施設の代替性」を検討することの意味合いについて、やはり公共の施設に求められる特性というものがあつて、それを民間施設と比較するというか、そのような視点はこれまでの考え方と大分異なるのではないのでしょうか。そのため、基本的な考え方や、どのような理由でこの考え方を取り入れるのかという説明を当該箇所に入れることが必要であると思います。

○事務局

この基本方針の基本的なコンセプトとして、なるべく分かりやすく整理するということがあります。文言の整理という意味で現行の記載部分をなるべく削減して、ご理解いただけるように整理をさせていただいたという趣旨がございます。「民間施設の代替性」という言葉について、現行から変更になった理由が必要ではないかというご意見ですが、改定理由を基本方針の中に盛り込むというよりは改めて考え方をお示しさせていただき、皆様にご理解をいただくという形がよろしいかと考えております。

○委員

今の形で示していただければよいと思います。今後、公共施設の外部化などの連動もしていくのではないかとこの危惧を若干感じたため、そのような想像の延長上で申し上げました。そのため、冒頭文などの部分に、このような新しい基準に変更したということが分かりやすく書かれていければよいと思います。

○委員

民間と公共の施設の比較についてはよく言われますが、設置目的の違いが前提になっています。越谷市で、民間施設と公共施設が競合しているようなものはあるのでしょうか。

○事務局

例えばですが、テニスコートやフットサル場など民間が設置して提供しているところはあるんですが、公でしか持っていない施設の方がどちらかというところが多い状況です。

○委員

民間施設が少ないのに代替性ということになると、先ほどのご意見と同様の危惧を私も感じます。

○委員

「民間施設の代替性」が最初に記載されていることに違和感があるため、「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」の順番を逆にするというような工夫はいかがでしょうか。

○委員

「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」について、改定案のままの順番の方がよいと思います。公の施設ということで修繕等は税金で負担することになり、使用する方の負担という形で受益者負担につながると思いますので、順番は「民間施設の代替性」が先でよいと思います。

現在、南越谷のコミュニティセンターについて、今後どうなるのか、公共施設のままとするのか民間に委

託するのか、私の周りでも話題になっています。税金を増やすことについては抵抗がありますので、どちらかという民間が代替できるように働きかけていくほうがよいと思っています。

○委員

公の施設は住民福祉の向上に向けた施設であるということについて、公の施設の設置条例等は議会に諮る議会案件で、市民と二元代表の両方からの合致で建設されるものですが、建設当時の役割機能が徐々に変わってくることもあるでしょうし、経費負担の割合によっては改修という議論も出てくるかもしれません。そのような点を含めて、公の施設という位置づけと、公の施設でも負担を求めない事業、例えば図書館や道路、河川改修等の部分については行政の責任において実施をすべきで、管理運営経費や維持経費がかかります。その中で、受益者負担に限って、今回使用料等を見直す基本的な考え方をまとめて皆様に公表するものです。行政経営審議会は市長の権限に属する附属機関という条例設置の審議会のため、市長の権限に属する付託を受けて付議され、答申を出すということになります。諮問に対して答申を出し、その結果は市が責任を持ってどのような形で取り入れていくかという裁量の余地も多少あり、それをまた議会に提案して実施する場合は、公の施設の条例や規則等、所定の手続きを経て市民の方々に理解していただくという手順を踏みます。現在、様々なご意見が出ていますが、原価計算する時にどこまでコストを見るのか、もともと全てのコストを受益者負担で賄っているわけではない中で、どこまでいただくのがよいのか。コストを安く抑えて皆さんが利用できるようにした方がよいという観点や、一部の方だけが使うのであれば多少なりとも民間並の価格とする改定をしてもよいのではないかという考え方や、あるいは下水道事業等の大きな維持管理費や改修工事費等もかかるため、そのような部分についての費用負担を見直す必要があるかもしれませんし、適債事業において市町村では20年で償還していかなければならないため、今の市民だけでなく将来の市民に対しても負担をいただくというような平準化している起債事業等の費用を賄うという実態もあると思います。そのような状況の中で、今回の使用料等の基本方針については、いただいたご意見を反映しながらまとめたものを本部会議で議論し、最終的に決定という段取りになります。最終的に、諮問に対する答申としては、このような意見を加味して考えていただきたいというような形にまとまっていくのではないかと思います。

○委員

公共施設のあり方が明示されておらず、いきなり受益者負担という考え方が示されたため少し違和感があるのかと思います。公共施設のあり方について、税金を納めているため生活に必要なサービスは無償という考え方が基本であるとはいえ、サービスの提供が一部の利用者に限られるものは応分のコストを負担していただくというスタンスであると思うので、その部分をきちんと示すべきだと思います。

そのうえで、どのぐらいの負担を求めるかとなると、基本はかかったコストの負担ですが、例えば怠慢経営をしているとか不要なコストをかけた部分まで求められると住民感情として納得できないため、行政側は経営努力をしたうえで情報を開示して負担分を示すという形のスタンスになり、それがこの基本方針の役割であると思います。

しかし、設置当初の目的と今の経営環境は全く異なり、民間の分野が非常に成長してきて担えるサービスも多々あるため、民間に委ねられるところは委ねていくという姿勢を行政側は持たなければいけないと思います。スリム化しながら行政が率先して取り組むべき分野にどんどんシフトしていくべきだと思います。

ので、「民間施設の代替性」と「市民生活における必需性」が今の環境に必要なのかという視点は持つ必要があると思います。私は特に順番は気にしませんが、この両方の視点を持つということが明記されていますので、各所管課に伝えて実践していくということであればよいと思います。

○委員

私は民間におりまして、民間はP(Price)とV(Value)がイコールです。一方、公共物については、公共物の使用料は限りなくゼロに近づけばよいのだろーと思います。非常に良い施設であるとか、使い勝手が良いというような使用者の満足度はあると思います。そのためにある程度のコストを負担していただくことはよいと思いますが、そのお金は経年劣化する施設に対して投資されるのか、他の税金等と一緒にされるのか、そのあたりを分かりやすく市民の方に伝わるようにするべきではないかと思います。

○事務局

使用料や手数料は施設の運営や証明書の発行等の経費に充てておりまして、このことは毎年度の決算書の中で明示しております。その使用料等で不足する部分につきましては、税金や国からの交付金等のいわゆる一般財源として何にでも使えるお金を充てており、これも決算書に表記しております。

○委員

基本的に、使用料は使用料の中で使われているということですか。

○事務局

はい。運営費や維持管理費として充てております。

○委員

この基本方針は職員も読むため、職員としてどこに視点を持つべきなのかが分かるような文章や方針にしていきたいと思います。

○議長

先ほど、私の方で資料1の No.4についてのご意見を遮ってしまった部分があったかと思いますが、改めてご意見いただけますでしょうか。

○委員

No.4については、抽象的な説明になってしまいがちな部分があるかと思いますが、具体的かつ合理的な説明を記載していただいた方がよろしいのではないかという意見です。

○議長

ほかに、意見等がありますか。

※意見等なし

○議長

それでは、今までのご意見について改めて確認させていただきます。

資料2の「2(2)」につきましては、既に整理がされているということで説明がありましたので、削除でよろしいでしょうか。

※異議なし

○議長

では、「2(2)」は削除をお願いいたします。

続いて、「2(1)」につきましては、具体的かつ合理的な、より詳細な説明を付け加えていただくことと、「2(3)」につきましては、その趣旨を反映する形で書いていただくということで、よろしくお願いします。

また、公の施設の性格やその利用、それに対する使用料の負担について、税金を負担している市民にとって納得できるような形で全体にかかる内容として書いていただいて、そのうえで受益者負担の文言等を展開していただくということでよろしいでしょうか。

※異議なし

○議長

続いて、「民間施設の代替性」の部分については、順序を逆にするというご意見もありましたが、両方の視点は入っているということですので、答申書には記載せず会議録に残すという形でよろしいでしょうか。

※異議なし

○議長

それでは、以上の内容について、事務局に整理していただきます。

今後は、先ほど事務局からもご説明いただきましたように、事務局が整理した案を一度皆様にご確認いただき、必要に応じて修正を行い、最終的な答申書の内容の調整については私と会長職務代理者の鈴木委員に一任していただくという方法と、あるいは第3回審議会を開催するという方法があるということですが、前者の方の進め方を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

○議長

それでは、事務局が整理した内容をご確認いただき、最終的な内容の調整は我々に一任いただくという形で進めさせていただきます。

○委員

1点質問させてください。使用料の見直しの周期について、原則として5年となっていますが、世の中が

非常に変わりやすくなっていると思いますが、どのような根拠で5年としているのか教えてください。

○事務局

改定案の方に記載しておりますが、行政改革の取組期間や社会の変化に対応するために5年という期間としております。

3 その他

○事務局

事務局から連絡事項が2点ございます。

1点目、本日の会議録は事務局で作成後、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、内容のご確認をお願いいたします。ご確認後、確定した会議録は市のホームページで公表いたします。

2点目、答申をいただいた後のスケジュールのご説明になりますが、先ほど、最終的な調整は会長と会長職務代理者への一任ということになりましたので、市長に答申書をお渡しいただく答申式につきましては、会長と会長職務代理者にご出席をいただき、令和7年2月頃に実施させていただきたいと考えております。

また、答申書の扱いにつきましては、先ほど会議の中でも申し上げましたとおり、パブリックコメントの実施後、行政経営推進本部会議において答申の内容を踏まえて令和7年6月頃に基本方針を改定し、それをもって所管課において使用料の見直し作業にあたるというような形で考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、大変ご熱心にご協議をいただきまして誠にありがとうございました。皆様のご協力をいただきまして、今年度予定しておりました協議内容は本日で終了となりました。皆様にお礼を申し上げるとともに、来年度は行政改革大綱についてご意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

4 閉会